

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

〈日切れ、予算関連法律案〉

背景

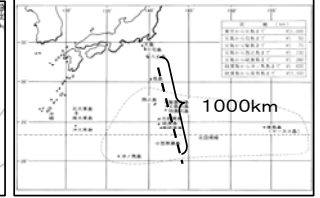
地理的・自然的・歴史的的特殊事情による不利性を抱える奄美群島・小笠原諸島について特別措置法による支援を実施



- 一定の成果をあげたが、
- ・自立的発展に向けた地域主体の取組は途上
 - ・本土との経済的社会的格差は、なお存在



〈奄美群島〉
(昭和28年本土復帰)



〈小笠原諸島〉
(昭和43年本土復帰)

両特別措置法が失効することのないよう、有効期限(平成21年3月31日)の延長とともに、一層の自立的発展に向けた課題への対応が必要

(主な課題)

- 自立的発展に向けた住民やNPO等多様な民間主体による地域主体の取組の定着
- 生活基盤・社会基盤の整備の継続
- 地域の特性を踏まえた産業の振興・産業の発展等による若年層を中心とした雇用機会の拡大

概要

両法を5年間延長し、自立的発展に向けた一層の振興開発を推進

地域主体の取組による振興開発の推進

振興開発に係る関係者間の連携及び協力の確保について、基本方針(国策定)、計画(鹿児島県・東京都策定)等に位置づけ(奄美・小笠原)



地域主体でのサンゴ礁保全の取組

経済的社会的格差是正・産業の振興に向けた振興開発の推進

補助率嵩上げ等の特例措置の継続(奄美・小笠原)

【両法に基づく補助率嵩上げの例】

道路整備(改築)	7/10	港湾整備(水域・外郭施設)	9/10
1/2→奄美		4/10→奄美	
小笠原 3/5		小笠原 9/10	

地域産業の振興のための支援(奄美)

○税制優遇措置・減収補てん措置の延長・拡充

現行: 製造業、旅館業、農林水産物等販売業

拡充: 情報通信産業等

○独立行政法人奄美群島振興開発基金による債務保証・融資の継続

【独立行政法人奄美群島振興開発基金の業務の実績 (平成19年度末)】
債務保証残高 8,013百万円(921件) 貸付残高 10,392百万円(1,551件)

奄美群島において定着が期待される情報通信産業等



雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進について、基本方針(国策定)、計画(鹿児島県策定)等に位置づけ(奄美)